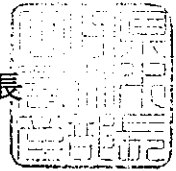


平 2 9 団 体 指 導 第 2 1 0 号
平 成 2 9 年 (2017 年) 7 月 1 1 日

市 町 農 業 委 員 会 会 長 様

山 口 県 農 林 水 産 部 長

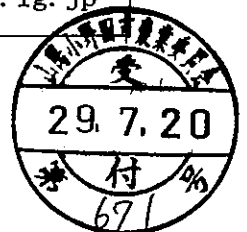


農 地 利 用 最 適 化 交 付 金 に 係 る 報 酬 条 例 の 整 備 に つ い て (通 知)

こ の こ と に つ い て 、 農 林 水 産 省 経 営 局 長 よ り 別 添 の と お り 通 知 が あ り ま し た 。

つ い て は 、 農 業 委 員 及 び 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 に 対 し て 、 農 地 利 用 最 適 化 交 付 金 を 反
映 し た 報 酬 を 支 給 す る た め の 報 酬 条 例 に つ い て 、 速 や か に 整 備 い た だ く よ う お 願 い し ま す 。

団 体 指 導 室 農 地 班 担 当 : 峰 岡
T E L : 083-933-3340 F A X : 083-933-3589
e-mail : mineoka.jiyunji@pref.yamaguchi.lg.jp



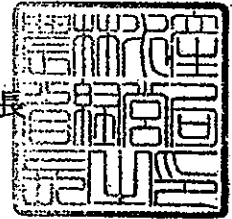


29 経営 第 911 号

平成 29 年 6 月 22 日

山口県知事 殿

農林水産省経営局長



農地利用最適化交付金に係る報酬条例の整備について

農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して農地利用最適化交付金を反映した報酬を支給するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項に基づき、報酬の額及びその支給方法を条例で定める必要があり、同条第2項の規定との整合性を確保した条例のイメージを別紙のとおりお示ししているところです。

しかしながら、このような報酬条例を整備済み又は整備予定の市町村は、平成29年10月31日までに新制度に移行する農業委員会がある市町村の約3割に留まっており、このうち貴県においては、その整備が特に遅れているところです。

つきましては、報酬条例の整備を行っていない市町村においては、速やかにその整備を行うよう、貴職におかれては、改めて貴県内の市町村に対して指導をお願いします。

なお、本通知は総務省とも協議済みである旨を申し添えます。

(別紙)

「農地利用最適化交付金に係る報酬条例の手当てについて」(別紙)
(平成28年12月13日付け28経営第2246号農林水産省経営局農地政策課長通知)

○非常勤職員の報酬及び費用弁償条例イメージ(下線部分は改正部分)

(非常勤の特別職の報酬)

第A条 非常勤の特別職の報酬は、別表のとおりとする。

別表

職		報酬額
〇〇委員会	委員長	月額〇円
	委員	月額〇円
農業委員会	会長	月額〇円以内で、市長が別に定める額
	委員	月額〇円以内で、市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	月額〇円以内で、市長が別に定める額

本条例イメージは、農業委員会の委員等への報酬額を、農地利用最適化交付金の交付額の確定後、市町村が規則等により定められるようにするものです。

年度末に報酬額を定めた場合には、年度当初から適用し、報酬を支払うための所要の手当てが必要となる場合がありますので御留意ください。

なお、報酬額の算定については、活動日数等に応じて支給する方法等が考えられますので、地域の実情をふまえて決定願います。